

口約束では不十分！

# 養育費を **確実に** 受け取るために

口約束で決めたけど、「結局支払われなかった」「支払って欲しいけど、相手と連絡を取りたくない」などのトラブルが少なくありません。子どもの成長を支えるために、しっかりと話し合い、文書で取り決めをしましょう。

## 区の補助制度をご紹介します

補助 **1**

公正証書等の作成  
手数料

補助額  
最大 **5** 万円

公正証書など、一定の条件を満たす文書であらかじめ養育費に関する取り決めておくことが重要です。

補助 **2**

NEW

裁判外紛争解決  
手続(ADR)の費用

補助額  
最大 **5** 万円

訴訟手続によらず解決するため、中立的な第三者の専門家に関与してもらい、話し合いで解決を図る方法です。

補助 **3**

養育費保証契約  
の初回保証料

補助額  
最大 **5** 万円

保証会社を利用することで、もしも支払いが滞ったとしても安定して養育費を受け取ることができます。

補助の申請方法など  
くわしくはこちら



## ひとり親や離婚を考えている方の相談をお受けしています

豆の木相談室

予約  
優先

- ・離婚や養育費に関する相談、サポート
- ・ひとり親家庭へのサービスのご案内や自立に向けた支援

場所 足立区役所中央館3階

電話 03-3880-5932

日時 月曜日から金曜日  
(祝日・年末年始は除く)  
午前9時から午後4時

豆の木相談室  
について

